

輸第101049号	化成肥料	アグロ化成0-2-46	株式会社東洋アグロ	福岡県北九州市門司区白野江二丁目4番15号
輸第101050号	化成肥料	リン酸アンモニウム(DAP) 1号	アズニス貿易株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目10番地
輸第101053号	熔成りん肥	熔成りん肥	信越アスチック株式会社	東京都千代田区内神田二丁目2番1号
輸第101058号	魚かす粉末	魚粉 1号	株式会社SUJジャパン	東京都渋谷区恵比寿4-20-3
輸第101059号	魚かす粉末	魚粕 1号	株式会社SUJジャパン	東京都渋谷区恵比寿4-20-3
輸第101065号	カボック油かす及びその粉末	150511	フアームラントレーディング株式会社	東京都港区新橋六丁目16番8号

2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○特許庁告示第一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十八年一月七日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第五十三号	平成二十八年一月七日	株式会社古賀総研 東京都八王子市子安町四丁目7番1号サザンスカイタワー八王子6階 (代表取締役 安田 元)	二十六 先行技術調査(環境化学) 水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離、過・濾過材、固液分離、液分離、同位体分離	株式会社古賀総研 東京都八王子市子安町四丁目7番1号サザンスカイタワー八王子6階

○特許庁告示第二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十八年一月七日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第五十四号	平成二十八年一月七日	株式会社技術トランスファアーサービス 東京都港区赤坂一丁目12番32号 (代表取締役 秋山 敦)	十七 先行技術調査(生活機器) 家庭用電気機械器具(掃除機、洗濯機、アイロン等)、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等	株式会社技術トランスファアーサービス 東京オフィス 東京都港区赤坂一丁目12番32号 大阪オフィス 大阪府大阪市北区大深町3番1号

○国土交通省告示第十四号

高知空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣 石井 啓一

- 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 航空灯火の種類及び名称 飛行場灯火 高知空港照明施設
- 航空灯火の位置及び所在地 高知空港内及びその周辺 高知県南国市
- 変更した事項 (変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第二百九十七号を参照)
- 四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八回	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路の両側
--------	------------------------	-----------	----------------------

- 七 航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に、「滑走路警戒灯」を加えた。
- 五 変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日 平成二十八年二月四日

○国土交通省告示第十五号

航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示 (昭和五十二年運輸省告示第六百七号) の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣 石井 啓一

第三項の表成田国際空港34 L I L S の項及び成田国際空港34 R I L S の項中「成田国際空港及びその周辺」を「成田国際空港内」に、「336」を「337」に改め、同表成田国際空港16 L I L S の項及び成田国際空港16 R I L S の項中「成田国際空港及びその周辺」を「成田国際空港内」に、「156」を「157」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年三月三日から施行する。